

# 地域区分について(案)

## 前回（第107回分科会）の議論における主な意見について

- 個々の自治体において地域区分、第6次財政計画においてどうするのか。そういう意向を把握したうえで、経過措置などの調整をしてもらい、その上で正式に決定していただきたい。
- 地域区分について地域の人材確保、あるいは小さい町村の雇用の確保、そういう意味から発想の転換をして、都内23区あるいは26市のように賑やかなところではなくて、町村でほとんどの入所者が23区や26市から来ている。そういう施設の人材を確保するためにも、地域区分の発想というものは逆にしたらどうか。
- 当面、人事院勧告が定めた新たなルールに基づく国家公務員の地域手当を基本とした見直しは必要だと思うが、同じく激変緩和のための経過措置も行うべき。
- いずれ現状に合わせた大幅な見直しが必要だと思うが、現時点においても少なくともその他地域の引き下げは絶対に避けるべきであり、それを前提とした見直しは必須である。
- 当面の考え方というところでは、地方公務員の地域手当の設定についても国家公務員の地域手当と同じ手法で算出しているということであれば、それに準拠することも客観性の担保ということを考えれば選択肢の1つ。

# 地方公務員の地域手当の支給地域の設定の準用について

## 論点1

地域区分の設定に当たっては、民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき設定するという原則に立ち、公務員(国家公務員又は地方公務員)の地域手当の設定がある地域について、これらの地域手当の設定に準拠するように見直してはどうか。

その上で、公務員の地域手当の設定がない地域については、隣接する地域の実情を踏まえた設定が可能となるよう、一定の配慮の上で区分を設定してはどうか。

また、これらの施行における経過措置について、どのように考えるか。

## 対応案

- 民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づく地方公務員の地域手当の設定がある地域(国家公務員の地域手当の設定地域を含む)については、客観的に地域区分を設定する観点から、民間事業者の賃金水準を適切に報酬に反映させられるよう、国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定に準拠する。(※ 地方公務員の地域手当の設定は、国家公務員の地域手当と同様の手法で算出。)
- 国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がない地域については、「その他(0%)」の設定を原則としつつ、隣接する地域の実情を踏まえ、国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域について「複数隣接する地域区分のうち低い区分」(以下、「複数隣接ルール」という。)から本来の「その他(0%)」までの範囲内の区分を選択できる」ようにする。
- 見直しにあたっては、全ての地域について自治体からの意見を聴取したうえで必要な経過措置を講じる。

# 改定の方向性の整理(前回と今回の見直しについて)

24年度改定

所管庁	人事院	—
地域手当の設定	国家公務員の地域手当 (通勤者率の設定含)	—
対応	地域区分及び上乗せ割合について準拠	診療報酬の地域加算の考え方 (複数隣接する地域のうち、低い区分と同様にする)

27年度改定案

所管庁	人事院	総務省	—
地域手当の設定	国家公務員の地域手当 (通勤者率の設定含)	地方公務員の地域手当 (人口5万人以上の市・通勤者率の設定含)	— (人口5万人未満の市・町村・通勤者率の設定なし)
対応案	地域区分及び上乗せ割合について準拠	地域区分及び上乗せ割合について準拠	国家公務員又は地方公務員の地域区分に基づく複数隣接ルールによる地域区分からその他(0%)までの範囲内の区分を選択(※)

※ 国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域に複数隣接する地域区分のうち、国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域の低い区分から本来の「その他(0%)」までの範囲内の区分を選択できる。

\* 見直しにあたっては、全ての地域について自治体からの意見も聴取したうえで必要な経過措置を講じる。

## 論点2

地域区分の見直しにあたっては、財政中立が原則である旨、前回（第107回分科会）の議論で示しているが、具体的にどのように行うべきか。

また、各サービスの人件費割合については、人員配置基準に基づき、実態を精査の上、必要に応じて見直しを行ってはどうか。

### 対応案

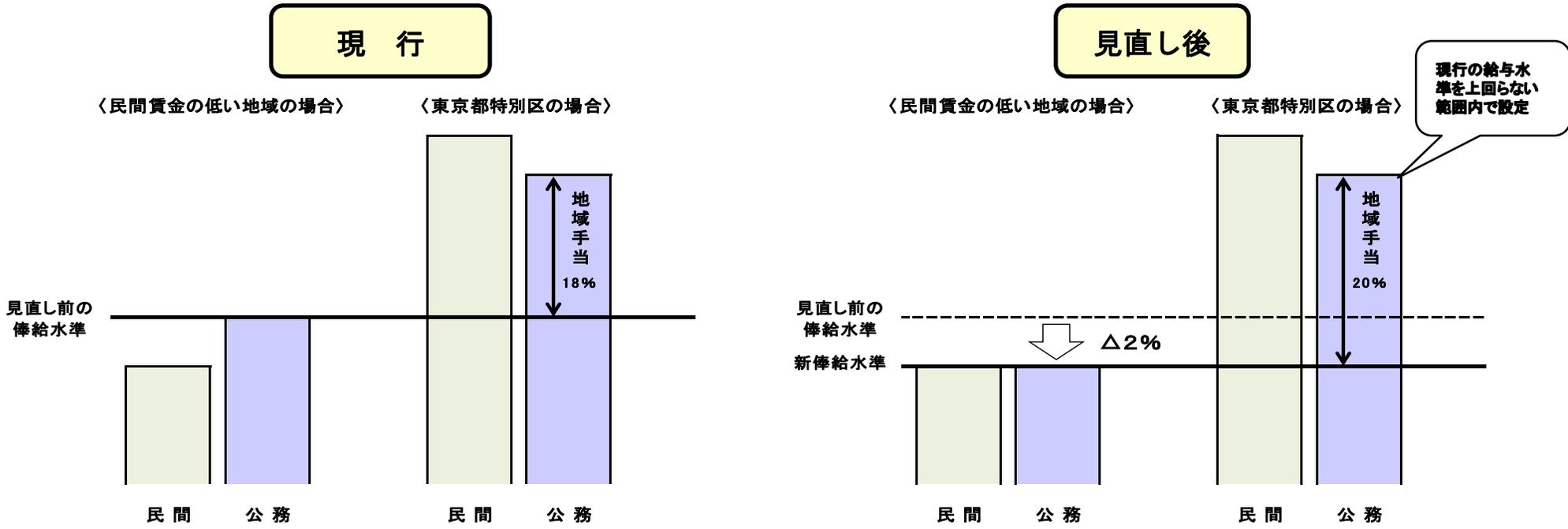
- 地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するものであるため、財政的な増減を生じさせないように行うこと（財政中立）とする。  
また、各サービスの人件費割合については、各サービスの人員配置基準に基づき、実態を精査の上、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 2-② 地域間の給与配分の見直し

地域ごとの民間賃金の水準をよりの確に公務員給与に反映させるため、次のような措置を講じます。

- ① 全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、平均で2%引き下げます。
- ② 俸給表水準の引下げに伴い、地域手当の支給割合の見直しを行います（3%～最高20%）
- ③ 地域手当の支給地域について、更新されたデータに基づき支給地域の見直しを行います。

※ 全国各地に官署が所在し同一水準の行政サービスの提供が求められること、転勤等を含む人事管理上の事情等を踏まえると、地域手当による地域間給与の調整には一定の限界



## (地域区分の見直しによる現時点の財政試算について)

### ○ 試算の考え方

- ① 見直し後の地域区分(国家公務員及び地方公務員の地域手当の設定をそのまま当てはめた場合)に従い、適用地域を設定。
- ② 国家公務員の地域手当と同様の上乗せ割合<sup>(a)</sup>に、現行の人件費割合を乗じて、見直し後の1単位当たり単価を設定。
- ③ 上記②で設定した見直し後の1単位当たり単価を、見直し後の地域区分の適用地域ごとの報酬単位に乗じて、地域区分見直し後の費用額<sup>(b)</sup>を試算。
- ④ 上記③で試算した見直し後の費用額を、現行(見直し前の地域区分)の費用額<sup>(c)</sup>で除して影響を算出すると約0.7%となる。
- ⑤ 以上により、財政中立とする場合、約0.7%の切り下げが必要となる。

(計算式)

$$(\text{地域区分の見直し後の費用額}^{(b)} \div \text{現行の費用額}^{(c)}) - 1 \doteq 0.7\%$$

地域割り	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
<sup>(a)</sup> 上乗せ割合	20% (19.3%)	16% (15.3%)	15% (14.3%)	12% (11.3%)	10% (9.3%)	6% (5.3%)	3% (2.3%)	0% (▲0.7%)

※ 地域区分の見直しにかかる増加額は、平成26年7月サービス分介護保険事業状況報告を老人保健課で集計し、年間推計額を算出したものであり、今後、最終的な設定区分を前提に各自治体からの意見を踏まえ、経過措置を講じるため、変更の可能性がある。

※ 上乗せ割合の( )内の割合は、国家公務員地域手当の上乗せ割合に、基本報酬を平均0.7%引き下げた影響を加味した上乗せ割合を表したものである。